

安全保障関連法の適用・運用に反対し、その廃止を求める決議

第1 決議の趣旨

当会は、安全保障関連法の適用・運用に反対し、国会に対して、その速やかな廃止を求める。

第2 決議の理由

- 1 平成27年9月、自衛隊法等既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法」と新法である「国際平和支援法」（本決議では、これら二つの法律を併せて「安全保障関連法」という）とが成立し、これらは平成28年3月末までに施行される予定となっている。
- 2 安全保障関連法が施行され、政府がその適用・運用を開始すれば、日本は自国が武力攻撃を受けていない場合でも他国に対する武力行使を可能とする集団的自衛権の行使ができるようになり、自衛隊は他国軍による武力行使との一体化が懸念されている後方支援活動やPKO協力活動において武力行使に至る危険のある駆け付け警護活動に従事することが可能となる。

このような安全保障関連法は、恒久平和主義の理念の下、戦争放棄、武力行使の禁止及び交戦権の否認等を定めた憲法9条に違反する。

- 3 平成26年7月、政府は歴代内閣が日本国憲法下において一貫して禁じてきた集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をした。この閣議決定は厳格な憲法改正手続を定めた日本国憲法96条を潜脱するものであり、立憲主義に反するとして当会をはじめ多くの批判を浴びたにもかかわらず、政府は平成27年5月、国会に前記閣議決定を実現するための安全保障関連法案を提出した。

その国会審議期間中には、衆議院憲法審査会の参考人として出席した3名の著名な憲法学者全員が同法案について憲法違反であると意見を述べ、また、当会のみならず、大部分の憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判所判事等のきわめて多くの専門家が同法案の違憲性を指摘した。さらに、これまで憲法問題や政治運動に関わることがなかった学生や主婦等を含む多くの市民からも反対の声が上がった。

ところが、政府はこうしたきわめて多くの専門家からの憲法違反の指摘や市民からの反対の声に対しても十分な説明を行わず、国会における審議及び国民的議論も不十分であったにもかかわらず、同法案の採決が強行され、安全保障関連法が成立した。

このような安全保障関連法の成立過程は、日本国憲法の基本理念である立憲主義及び国民主権原理を蔑ろにしており、民主主義を踏みこじるものである。

- 4 以上のとおり、集団的自衛権の行使等を容認した安全保障関連法は、日本国憲法の基本理念である恒久平和主義に反し、その理念の下に規定された憲法9条に違反している。そして、安全保障関連法の成立過程は、立憲主義に反するものである。

第3 結論

よって、当会は、政府が安全保障関連法を適用・運用することに反対し、国会に対して、その速やかな廃止を求める。

以上のとおり決議する。

2016年（平成28年）2月20日

青森県弁護士会